## 主 文 本件上告を棄却する 理 由

本件について、當裁判所の裁判長は昭和二十三年三月十三日最初の公判期日を同年六月四日午前九時と定め、當裁判所は同年三月十七日右公判期日を札幌高等檢察 に通知したのであるが、右公判期日の十五日前である同年五月二十日までに検察官から上告趣意書が當裁判所に差出されず、同年六月十四日に至つて漸く札幌地方檢察廳檢事正から上告趣意書を當裁判所に差出したのである。同検事正が同年六月四日附で當裁判所に提出した「公判期日指定に關する件」と題する書面によると、當裁判所が同検事正に右最初に定めた公判期日の通知をしなかつたのは、刑事訴訟法第四百二十二條に違反している旨主張しているので、當裁判所のした公判期日通知の適法なことについて、左に説明を加えなければならない。

次上説明するところにより、本件上告申立人である検察官は期間内に上告趣意書 を差出さなかつたものであるから、刑事訴訟法第四百二十七條を適用して、主文の 通り決定する。

(裁判長裁判官 原和雄 裁判官 藤田和夫 裁判官 佐藤昌彦)